

第6回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和2年6月15日(月)

場所 市役所3階 301会議室

議事日程

- 議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について
(申請件数 2件)
- 議案第2号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨
の証明願について (申請件数 2件)
- 報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 5件)
- 報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 7件)

応召委員(13名)

1番	川島 修	2番	内野 晴夫
3番	藤野 政彦	4番	石川 裕一
5番	伊東 誠司	6番	榎本 英雄
7番	荒幡 善政	8番	安彦 祥子
9番	高橋 文雄	10番	大口 貴司
11番	朝倉 庄吉郎	12番	奥住 雄一
13番	田代 敏夫		

職務のために出席 した者(事務局)	事務局長	中村 顕治
	事務局次長	本木 豊
	事務局書記	川島 一利

午後3時55分開会

議長
(田代 敏夫君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第6回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は13人全員であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

異議なしと認め、6番榎本英雄委員、12番奥住雄一委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、2件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、2件の申請がございました。

申請番号1番、相続人及び被相続人の住所、氏名、土地の所在、地積は記載のとおりでございます。地目は畑になります。

理由は、令和元年9月30日申請人の母の死亡による相続であります。

なお、本申請に際しまして田代委員による相続納税猶予制度に関する調査報告書が添付され、相続人が適格者であり、また特例適用農地の要件が具備されている旨の報告がなされております。

申請番号2番、相続人及び被相続人の住所、氏名、土地の所在、地積は記載のとおりでございます。地目は畑になります。

理由は、令和元年9月22日申請人の母の死亡による相続であります。

なお、本申請に際しまして榎本委員による相続納税猶予制度に関する調査報告書が添付され、相続人が適格者であり、また特例適用農地の要件が具備されている旨の報告がなされております。

以上でございます。

議 長
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地の資料を確認し、協議しております。その結果を内野部会長に報告していただきます。

それでは内野部会長、よろしくをお願いいたします。

2 番
(内野 晴夫君)

本日午後3時30分から土地利用部会を開催いたしまして、現地の資料を確認し、協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、ジャガイモ、サトイモが栽培されており、一部作付け準備中でした。

②から⑤の農地は、ビニールハウスが6棟あり、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①と②の農地は、ナス、トマト、キュウリ、トウモロコシ、サトイモ等が栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議 長
(田代 敏夫君)

報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。なお、1番の申請地につきましては、私が確認しております。

はい、榎本委員。

6 番
(榎本 英雄君)

2番の申請地について現地を確認しております。

議 長
(田代 敏夫君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」は証明書の発行をしたいと思っております。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

ありがとうございました。それでは議案第1号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、2件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

議案第2号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、2件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成7年11月1日に相続し、前回調査は、平成29年6月15日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成13年11月1日に相続し、前回調査は、平成29年6月15日になります。

以上でございます。

議 長
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、協議しております。その結果を内野部会長に報告していただきます。

それでは内野部会長、よろしく願いいたします。

2 番
(内野 晴夫君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地の資料を確認し、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、ナス、トマト、タマネギ等が栽培されておりました。②と③の農地は、ビワ、梅等が栽培されておりました。④の農地は、

ネギ、サトイモが栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はありませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、キャベツ、カボチャ等が栽培されておりました。②の農地は、ナス、キュウリ、トマト、キャベツ、サトイモ等が栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はありませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(田代 敏夫君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、高橋委員。

9番
(高橋 文雄君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。

議長
(田代 敏夫君)

なお、2番の申請地につきましては、私が現地を確認しております。

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は証明書の発行をしたいと思っております。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(田代 敏夫君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、5件あります。事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

報告第1号、農地法第4条の規定に係る会長専決処理について、5件ございます。

本件は、農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届け出でございます。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、申請番号1番が道路、申請番号2番から4番が一般住宅、申請番号5番が共同住宅でございます。

以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

なお、1番と2番の届出地につきましては、私が現地を確認しております。

はい、榎本委員。

6番
(榎本 英雄君)

3番と4番の届出地ですが、現地を確認しております。

議長
(田代 敏夫君)

はい、高橋委員。

9番
(高橋 文雄君)

5番の届出地ですが、現地を確認しております。

議長
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませんか。

委員

なし。

議長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は終了いたします。

次に報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、7件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

報告第2号、農地法第5条の規定に係る会長専決処理について、7件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、申請番号1番から7番まで、いずれも一般住宅でございます。

以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

なお、1番と2番の届出地につきましては、私が現地を確認しております。

はい、高橋委員。

9番
(高橋 文雄君)

3番、4番、5番の届出地ですが、現地を確認しております。

議長
(田代 敏夫君)

はい、川島委員。

1番
(川島 修君)

6番の届出地ですが、現地を確認しております。

議長
(田代 敏夫君)

なお、7番の届出地についても、私が現地を確認しております。

他に御意見等ございませんか

委員

なし。

議長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第6回総会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

午後 4 時 1 8 分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和 2 年 6 月 1 5 日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩